

閱覽用

平成28年 第4回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年3月30日

神崎市農業委員会

平成28年 第4回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月30日(水) 15時 開会

2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 31名 欠席委員 5名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	欠	22	委員	柳川 芳和	欠
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠員	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	欠
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	欠
12	委員	佐藤 芳春	欠	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

5番 中島 和則 委員 8番 森田 昭己 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による (2a未満の農業用施設)承認申請について	2件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	あっせん委員の指名について	1件
議案第5~24号	神崎市農地利用最適化推進委員の決定について	各1件
議案第25号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	80件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	6件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	1件

以上でございます。

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	大隈 豊文
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	有馬 靖子

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	別府 卓馬

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、こんにちは。

本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

今総会が、現農業委員さんの最後の総会となります、宜しくお願いいたします。

また、総会終了後、現農業委員さんのお別れ会を予定しておりますので、宜しくお願いいたします。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第4回 神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

みなさん、こんにちは。

ただいま、事務局長の言葉にありましたが、私たちの最後の総会になります。

3年間ご苦労様でした。

新しい農業委員さん13名については、3月25日開催の定例議会で議決頂いたと聞いています。また、農地利用最適化推進委員さんについては、今日の総会議案に提案しております、20名の皆様でございます。

審議・決定頂ければ、4月1日に開催が予定されている、新しい農業委員会において、委嘱状の交付がされることとなります。

最後になりますが、今日午後6時より最後の懇親会を予定しております、総会終了後再度詳しくことについて、事務局より説明があると思しますので宜しくをお願いいたします。

以上、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から平成28年第4回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は、31名でございます。

欠席届の方が、3番川浪委員、11番志岐委員、22番柳川委員、27番本村委員、30番中原委員の方から提出されております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、5番中島和則委員さんと8番森田昭己委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による (2a未満の農業用施設)承認申請について	2件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	あっせん委員の指名について	1件
議案第5~24号	神崎市農地利用最適化推進委員の決定について	各1件
議案第25号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	80件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	6件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	1件

以上でございます。

議 長

申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番 申請地の所在：千代田町〇〇 田の500㎡ 分家住宅建設の転用申請です。

申請理由は「両親、祖父、兄夫婦と同居している本家が手狭になったため、本家に近く、周辺の営農活動に支障を及ぼす恐れがほとんど無いと思われる申請地に分家住宅を建設したい。」とのことでした。

申請人は、譲り渡し人は神崎市千代田町〇〇譲り受け人は同じく〇〇

施設の用途は住宅、カーポート用地、通路、緩衝帯その他で合計の500㎡です。

総事業費は整地費、建設費など総額〇〇千円で資金調達は全額借入れ金。転用着工は平成28年5月の許可後速やかに行い、工事完了は平成29年2月28日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」です。

位置図などの資料を46ページから48ページに添付しています。

資力及び事業の信用性と計画面積の妥当性については、根拠書類が確実に添付されていて特に問題ないと思われま

す。農地転用に関わる諸条件の確認でも特に問題なく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確認書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枡に集水してから隣接水路へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われま

す。法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない。」、埋蔵文化財については神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分に考慮されて実行されると思いますので、特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ありませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

大変、ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地の所在:千代田町〇〇の他1筆 農地の合計 田2筆の229㎡と宅地1筆672.46㎡とが一体となった他社施工での条件付分譲住宅への転用申請です。

申請理由は「申請地の周辺は宅地化が進んでいて交通の便も良く住宅の需要が見込まれるため、条件付分譲住宅を計画することとした。」とのことです。

申請人は、譲り渡し人は佐賀市嘉瀬町〇〇 譲り受け人は福岡県福岡市博多区〇〇

施設の用途は分譲住宅4区画、道路、市道の側溝設置と水路の法面部分、その他で901.46㎡です。

総事業費は土地代、整地費など総額〇〇千円で資金調達は全額自己資金。転用着工は平成28年6月1日、工事完了は平成30年7月31日の分譲住宅販売完了を予定しています。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成28年3月8日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「申請に係る農地をこれと隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる第1種農地の占める割合が3分の1を超えないもの」です。

位置図などの資料を49ページから51ページに添付しています。

資力及び事業の信用性と計画面積の妥当性については、根拠書類が確実に添付されていて特に問題ないと思われま

す。農地転用に関わる諸条件の確認でも特に問題なく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確認書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下と新設溜枡及び側溝を経由して道路側溝や隣接水路へ排水する計画で、汚水などは住宅建設時に合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議については、

佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない。」、埋蔵文化財については神崎市教育委員会より「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、文化財保護法に基づく届出と埋蔵文化財確認調査を行う必要があります。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号2番について、地区担当の意見であります。土地の所在は千代田町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員」にご意見をお願いいたします。

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分に考慮して実行されると思いますので、特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、隣接地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

〇〇番貞島委員

〇〇番貞島です。

お尋ねします、51ページの平面図では、道路敷きの中に住宅が4戸計画されていますが、俗にいうゴミステーションはどのように考えられていますか。

議 長

申請人、回答よろしいでしょうか。

申請人

お答えいたします。

分譲地が4区画ありますが、既存のゴミ置き場を利用させて頂きたいと思っています。

議 長

〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

ありがとうございました。

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地の所在：神埼町〇〇 田の1, 000㎡ 農家住宅の移転建設に

伴う転用申請です。

申請理由は「現在居住している農家住宅敷地が〇〇事業により収用されるため、代替地として当地を農家住宅用地に転用申請する。」ということです。

申請人は、貸し付け人は東京都江戸川区〇〇他1名 借り受け人は神崎市神埼町〇〇
施設の用途は農家住宅、農業倉庫2棟や養鶏場、駐車場、農作業用スペースなど1,000㎡です。

総事業費は整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金調達は全額自己資金ですが東部土木事務所が発行した公共事業による損失補償証明書が資金証明書として提出されています。転用着工は平成28年5月の許可後速やかに行い、工事完了は平成29年3月31日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外の決定は平成27年12月8日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」です。

位置図などの資料を52ページから54ページに添付しています。

資力及び事業の信用性と計画面積の妥当性については、根拠書類が確実に添付されていて特に問題ないと思われま

す。農地転用に関わる諸条件の確認でも特に問題なく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枘や新設道路側溝を経由して近隣の水路へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われま

す。法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、

佐賀東部土地改良区および神崎市土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない。」、埋蔵文化財については神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分に考慮して実行されると思いますので、特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の3ページをお開き頂きたいとおもいます。

議案第2号、農地法第4条第1項第8号の規程による2 a 未満の農業用施設の承認申請、受付番号1番についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規程による2 a 未満の農業用施設の承認申請についてを説明します。

受付番号1番 申請地の所在：千代田町〇〇 申請理由は「農作業の効率化と農機具の保管場所の確保のため、自宅に近いこの土地に農機具小屋を建設する。」ということです。

申請人は、神崎市千代田町〇〇

施設の用途は、農機具小屋と通路その他で103㎡ 総事業費は建設費で〇〇千円 資金は全て自己資金です。転用着工は平成28年4月20日で工事完了は平成28年5月20日の予定です。農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などの資料を55ページから57ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、総事業費は〇〇千円未満で土地利用計画図などが添付され特に問題ないと思われまふ。農地転用に関わる諸条件の確認でも特に問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接水路へ排水する計画で、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われまふ。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、

佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませぬので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」の回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりであります。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分に考慮して実施されると思いますので、特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による2 a未滿の農業用施設の承認申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって本案は承認することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地所在：神埼町〇〇 畑41㎡ 申請理由は「亡くなった父が平成20年ごろに自宅敷地内の倉庫を取り壊して新たに車庫兼用の農機具倉庫を建設しましたが、倉庫敷地が隣接農地にまで及んでいることがわかったので追認による転用申請をします。」ということです。

申請人は、神崎市神埼町〇〇

施設の用途は、車庫兼用の農機具倉庫などで41㎡ 総事業費及び転用予定期間は、追認申請ですので空欄です。農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「農業用施設などの設置」です。

位置図などの資料を58ページから60ページに添付しています。

また、顛末書及び現地確認写真など提出されていて、周辺農地への影響を現地で確認したところ特に問題ありませんでした。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接道路側溝より河川へ排水されていて、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、

佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神崎市土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない。」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、文化財保護法に基づく届出と埋蔵文化財確認調査を行う必要があります。」とのことですが、今回は追認申請で新たな開発行為は行われなため確認調査は必要ない旨の連絡がありました。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第2号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分に考慮して実行されると思いますので、特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による2 a未満の農業用施設の承認申

請、受付番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は承認することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番を議題といたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので 退出をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退出)

議 長

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 千代田町〇〇田 5, 457㎡

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われ。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生

産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室してください。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

議案書の5ページをお開き頂きたいと思いま

す。議案第4号、あっせん委員の指名について を議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第4号 あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望地所在 神埼町〇〇田6, 342㎡、畑136㎡

申し出理由は「財産処分の為。」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P61・62につけています。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名したいと思いますが、現農業委員さんの任期については、今月31日をもって、任期満了となり、翌月1日に、新しく地区担当委員さんが決定します。

指名された委員さんにおかれましては、新しく決定した委員さんとの引き継ぎ方宜しくお願ひしたいと思います。

土地の所在は、神埼町竹でございますので、〇〇番の「〇〇委員」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人を指名いたします。

宜しくお願ひいたします。

議 長

議案書の6ページをお開き頂きたいと思います。

議案第5号 神埼市農地利用最適化推進委員の決定についてを議題といたします。

議案第5号 神埼市農地利用最適化推進委員の決定について事務局からの説明をお願いいたします。

説明については、6ページの議案第5号議案から44ページの24号議案までを一括してお願いいたします。

事務局

【議案第5号から24号を議案書を基に朗読後、説明】

それでは、6ページの議案第5号議案から44ページの24号議案までの神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を説明いたします。

6ページをお願いいたします。

議案第5号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

7ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。

議案第6号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

9ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。

議案第7号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

11ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、12ページをお願いいたします。

議案第8号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

13ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、14ページをお願いいたします。

議案第9号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

15ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

議案第10号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

17ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、18ページをお願いいたします。

議案第11号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市脊振町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

る。

19ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、20ページをお願いいたします。

議案第12号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市脊振町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

21ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、22ページをお願いいたします。

議案第13号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

23ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、24ページをお願いいたします。

議案第14号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化

推進委員の委嘱に関する要綱（平成 27 年農業委員会要綱第 1 号）第 7 条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成 28 年 3 月 30 日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

25 ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、26 ページをお願いいたします。

議案第 15 号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成 27 年農業委員会要綱第 1 号）第 7 条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成 28 年 3 月 30 日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

27 ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、28 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成 27 年農業委員会要綱第 1 号）第 7 条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 ○○

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

29ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、30ページをお願いいたします。

議案第17号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町○○

氏名 ○○

生年月日 ○○

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 ○○

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

31ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、32ページをお願いいたします。

議案第18号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町○○

氏名 ○○

生年月日 ○○

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 ○○

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

33ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、34ページをお願いいたします。

議案第19号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

35ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、36ページをお願いいたします。

議案第20号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

37ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、38ページをお願いいたします。

議案第21号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市脊振町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 ○○

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 ○○

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

39ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、40ページをお願いいたします。

議案第22号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市千代田町○○

氏名 ○○

生年月日 ○○

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 ○○

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

41ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、42ページをお願いいたします。

議案第23号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市神埼町○○

氏名 ○○

生年月日 ○○

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 ○○

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

43ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

次に、44ページをお願いいたします。

議案第24号 神崎市農地利用最適化推進委員の決定について

下記の者を神崎市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成27年農業委員会要綱第1号）第7条の規定により農業委員会の決定を求める。

住所 神崎市脊振町〇〇

氏名 〇〇

生年月日 〇〇

平成28年3月30日提出 神崎市農業委員会 〇〇

提案理由

新制度への移行により、新たに設置する農地利用最適化推進委員を決定する必要がある。

45ページの候補者概要については、朗読を省略させていただきます。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

案件ごとに質疑、採決を行います。議案第5号について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第5号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第6号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第6号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方
の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第7号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第7号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第8号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第9号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第9号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方
の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第10号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第10号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第11号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第11号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第12号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第12号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について 委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第12号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第13号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第13号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について 委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって、議案第13号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第14号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第14号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について 委嘱することに賛成の
方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって、議案第14号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第15号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第15号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第15号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第16号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第16号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について 委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第16号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第17号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第17号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の
方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、議案第17号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第18号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第18号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第18号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第19号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第19号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第19号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第20号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第20号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第20号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第21号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第21号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって、議案第21号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第22号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第22号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の
方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって、議案第22号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第23号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を
審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第23号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第23号は委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第24号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について を審議いたします。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第24号、神崎市農地利用最適化推進委員の決定について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第24号は委嘱することに決定いたします。

議 長

しばらく、休憩いたします。

議 長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第25号 農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について を議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。
農政水産課

【議案第25号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

(起立) 農政水産課の別府と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

	利用権設定関係総括表	利用権設定関係	
神埼町	新規 14件	再設定 30件	計 44件
内訳は田	121筆	177, 100.58㎡	
畑	1筆	1, 849㎡	
計	122筆	178, 949.58㎡	
千代田町	新規 4件	再設定 29件	計 33件

内訳は田	80筆	193,808㎡			
畑	1筆	134㎡			
計	81筆	193,942㎡			
脊振町	新規	1件	再設定	2件	計 3件
内訳は田	5筆	2,651㎡			
神崎市	合計	80件			
内訳は田	206筆	373,559.58㎡			
畑	2筆	1,983㎡			
計	208筆	375,542.58㎡			

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

議 長

神埼町再設定分の4ページの受付番号1番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退出をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員退出)

議 長

それでは、神埼町再設定分の4ページの受付番号1番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの 神埼町 再設定 1番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、
利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、
利用権設定をする者の住所・氏名
設定の利用目的、設定期間となっております。
設定する内容は
田 1筆 2, 554㎡ となっております。
その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。
説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第25号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の4ページの受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんは、入室してください。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第25号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の10ページの受付番号29番について を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが、議事参与の制限を受けられますので、退出をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退出)

議 長

それでは、千代田町の再設定分の10ページの受付番号29番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の10ページの 千代田町 再設定 29番の申し出について説明します。

設定する内容は、

田 1筆 3,363㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第25号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の10ページの受付番号29番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、千代田町の再設定分の10ページの受付番号29番は、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは、入室してください。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第25号、農用地利用集積計画、脊振町の再設定分の12ページの受付番号2番について を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが、議事参与の制限を受けますので、退出をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退出)

議 長

それでは、脊振町の再設定分の12ページの受付番号2番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の12ページの 脊振町 再設定 2番の申し出について説明します。

設定する内容は、

田 3筆 947㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第25号、農用地利用集積計画、脊振町の再設定分の12ページの受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、脊振町の再設定分の12ページの受付番号2番は、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは、入室してください。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第25号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から3ページの受付番号14番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から3ページの14番の申し出について説明します。

設定する内容は、

田 39筆 65,657㎡ 畑 1筆 1,849㎡

計 40筆 67,506㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いし

ます。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第25号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第25号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の4ページの受付番号1番から6ページの受付番号30番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの 神埼町 再設定 1番から6ページの30番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田 82筆 111, 443.58㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第25号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分7ページの受付番号1番から受付番号4番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の7ページの 千代田町 新規 1番から4番の申し出について説明します。

設定する内容は、

田 11筆 28,055㎡ 畑 1筆 134㎡ 計 12筆 28,189㎡
となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第2号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第25号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分8ページの受付番号1番から10ページの受付番号29番を一括して審議いたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの 千代田町 再設定 1番から10ページの29番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田 69筆 165, 753㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第25号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第25号、農用地利用集積計画、脊振町の新規分の11ページの受付番号1番についてを審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の11ページの 脊振町 新規 1番の申し出について説明します。

設定する内容は、

田 1筆 686㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第25号、脊振町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第25号、農用地利用集積計画、脊振町の再設定分の12ページの受付番号1番から受付番号2番についてを審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第25号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの 脊振町 再設定 1番から2番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田 4筆 1,965㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第25号、脊振町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから2ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について を議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から2ページの受付番号6番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号6番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから2ページに記載しております、受付番号1番から6番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議長

次に、3ページの報告第2号、農用地の売渡希望申出書の取下げについて を議題といたします。

事務局

【報告第2号、朗読後、説明】

報告第2号 農用地等の売渡希望申出書の取下げについて
受付番号1番については、平成27年12月総会にてあっせん委員の指名をした物件でございます。

申し出者の方より、相対による売買を希望されたため取り下げとなっております。申し出者、土地の所在、面積等については記載のとおりです。

以上です。

議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第4回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

11時15分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年3月30日

神崎市農業委員会

会 長 _____

5番 委員 _____

8番 委員 _____